4　処分の原因となった事実　平成23年４月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年４月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジェイティエンジニアリング株式会社　田口　敏夫　東京都墨田区横川１―17―７　国土交通大臣許可（特―19）第15814号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（ほ装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年４月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年４月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　六国建設株式会社　黒川　舟二　神奈川県横浜市戸塚区品濃町550―５　国土交通大臣許可（特―19）第17620号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年４月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年４月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＫＳＪ　岸　堅司　東京都江戸川区南篠崎町３―９―３　国土交通大臣許可（特―21）第16001号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年４月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年４月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ソニーイーエムシーエス株式会社　角野　吟生　神奈川県厚木市旭町４―14―１　国土交通大臣許可（般―22）第21300号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年４月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ナカヤマ　中山　嘉己　埼玉県上尾市泉台３―４―４　国土交通大臣許可（般―18）第21834号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年４月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　富士電機システムズ株式会社　白倉　三徳　東京都品川区大崎１―11―２　国土交通大臣許可（般・特―18）第8301号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、水道施設工事業及び清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年４月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年４月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社吉原組　鈴木　健之　東京都練馬区羽沢１―19―９　国土交通大臣許可（特―20）第17959号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年４月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年４月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱重工業株式会社　大宮　英明　東京都港区港南２―16―５　国土交通大臣許可（特―22）第5460号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年４月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 21 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年４月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社関東ネオ　松前　幸夫　東京都港区芝浦３―６―18　国土交通大臣許可（特―21）第20708号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年４月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。